

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第10節 事業の登録（第49条～第52条）
第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条・第54条）」を

「第10節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第49条・第50条）」に、「第55条～第60条」を「第51条～第56条」に改める。

第8条中「第21条第8項」を「第21条第9項」に改める。

第11条の見出しを「（事業活動温暖化対策計画書等の提出等）」に改め、同条第1項中「）を」の次に「事業活動温暖化対策指針に基づき」を加え、同項第2号中「量」の次に「の削減に係る事項であって規則で定めるもの」を加え、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「規則で定めるところにより」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 特定大規模事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した計画書（以下「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出することができる。

第11条第4項を次のように改める。

4 第2項の規定は、前項の規定により中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者（以下「計画書提出中小規模事業者」という。）について準用する。この場合において、第2項中「同項各号」とあるのは「第1項第1号、第2号若しくは第4号」と、「又は」とあるのは「当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき、又は」と読み替えるものとする。

第11条第5項及び第6項を削る。

第12条の見出しを「（事業活動に係る計画書の作成等への協力）」に改め、同条中「を提出する」を「又は中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「事業活動に係る計画書」という。）を提出する」に、「事業活動温暖化対策計画書の」を「事業活動に係る計画書の」に、「事業活動温暖化対策計画書に」を「事業活動に係る計画書に」に改める。

第13条の見出しを「（中小規模事業者に対する支援等）」に改め、同条第1項中「中小規模事業者等」を「中小規模事業者」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 県は、中小規模事業者による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出し、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に基づき優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条の見出しを「（実績報告書の提出）」に改め、同条中「事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該」を「計画書提出特定大規模事業者は、」に改め、「（次条において「計画期間」という。）」を削り、「終了する日の属する事業年度」の次に「の翌事業年度」を加え、「、規則で定めるところにより」を削り、「の状況」の次に「その他の規則で定める事項」を加え、「第16条において「排出状況報告書」を「以下「実績報告書」に改め、「）を」の次に「事業活動温暖化対策指針に基づき」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する事業年度の翌事業年度までの毎事業年度、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を記載した報告書（以下「中小規模事業者用実績報告書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により事業の廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、適用しない。

第15条を削る。

第16条中「事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書」を「事業活動に係る計画書及び実績報告書又は中小規模事業者用実績報告書」に、「計画書提出事業者」を「計画書提出特定大規模事業者又は計画書提出中小規模事業者（以下「計画書提出事業者」という。）」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（実績報告書等の評価及びその公表）

第16条 知事は、実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出特定大規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

2 計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用実績報告書を提出した場合は、前項の規定による評価に準ずる評価を行うことを知事に求めることができる。

3 知事は、前項の規定により評価を行うことを求められたときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出中小規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定により評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。

5 知事は、第1項又は第3項の規定により評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該評価の結果を公表するものとする。

6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ第1項又は第3項の規定により評価を行った計画書提出事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第17条の見出しを「（指導、助言等）」に改め、同条第1項中「計画書提出特定大規模

事業者」を「計画書提出事業者」に、「事業活動温暖化対策計画書」を「事業活動に係る計画書」に改め、「助言」の次に「並びに前条第1項又は第3項の規定による評価の結果に応じた情報の提供その他の必要な支援」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者が設置し、又は管理している事業所、事務所その他これらに類する場所（以下この項において「計画書提出事業者に係る事業所等」という。）において実地に調査を行う必要があるときは、当該計画書提出事業者に係る事業所等へその命じた者又は委任した者が立ち入ることについて、当該計画書提出事業者に協力を求めることができる。

第17条に次の1項を加える。

4 前項に規定する調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第2章第10節を削る。

第2章第11節中第53条を第49条とし、第54条を第50条とする。

第2章第11節を同章第10節とする。

第55条第1号中「第14条、第15条」を「第14条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2号中「第11条第3項（同条第5項）」を「第11条第2項（同条第4項）」に改め、同条第3号中「第11条第4項」を「第11条第3項」に、「事業活動温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」に改め、第3章中同条を第51条とする。

第56条を第52条とし、第57条を第53条とし、同条の次に次の1条を加える。

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第54条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 第16条第1項又は第3項の規定により評価を行おうとするとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この条例（第2章第2節から第4節までに限る。）の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

2 知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くことができる。

- (1) 事業活動温暖化対策指針、建築物温暖化対策指針又は特定開発事業温暖化対策指針を変更しようとするとき。
- (2) 第17条第1項、第31条第1項又は第39条第1項の規定により指導、助言等を行おうとするとき。
- (3) 第39条第2項の規定により改善を求めようとするとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この条例（第2章第2節から第4節までに限る。）の施行に関する事項（前項第2号に掲げる事項を除く。）を決定しようとするとき。

第58条を削り、第59条を第55条とし、第60条を第56条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「新条例」という。）（第2章第2節及び第51条に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書又は同条第3項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する場合について適用し、同日前に改正前の第11条第1項又は第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の神奈川県地球温暖化対策推進条例（第2章第2節及び第55条に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。